

2024年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試B日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

下記の【事例】及び【資料】を読み、この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例を踏まえ、想定される反論に必要な応じて言及しつつ論じなさい。

【事例】

国家公務員法は、国家公務員が人事院規則で定める政治的行為をしてはならないこと、102条1項に規定する政治的行為の制限に違反した者は3年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処することを定めている（罰則については【資料】を前提にしなさい）。同法は政治的行為に関する定めを人事院規則に委任している。

Xは、管理職の地位がなく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない国家公務員である。Xは、衆議院議員総選挙に際して、勤務時間外に、政党Aを支持する目的をもって、〇市所在の店舗や民家12か所の郵便受けに政党Aの機関紙及び同党を支持する政治的目的を有する無署名の文書を無言で配布した。Xは本件行為を単独で行い、この間、Xが知人に会うことはなく、誰かと会話することもなかった。また、Xをとがめる者もいなかった。Xは、本件行為が国家公務員法111条の2第2号及び102条1項並びに人事院規則14-7第6項7号及び13号に当たるとして起訴された。

【資料】

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抜粋）

第111条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者

○ 人事院規則14-7（政治的行為）（抜粋）

人事院は、国家公務員法に基き、政治的行為に関し次の人事院規則を制定する。

（適用の範囲）

1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。

2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。

3 （略）

4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第6項第16号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

(政治的目的の定義)

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第6項に定める政治的行為に含まれない限り、法第102条第1項の規定に違反するものではない。

一～二 (略)

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四～八 (略)

(政治的行為の定義)

6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一～六 (略)

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八～十二 (略)

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

十四～十七 (略)

7～8 (略)

《公法系問題 以上》

【出題趣旨】

本問は、国家公務員法102条1項、112条の2第2号及び人事院規則14-7の憲法適合性並びにXの配布行為の政治的行為該当性ととも、国家公務員法102条1項が刑罰の対象となる政治的行為の定めを人事院規則へ委任することは委任の限界を超えているかを問うことにより、公務員の政治活動の自由（憲法21条1項）及び人事院規則への罰則の委任について、関連判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを趣旨とするものである。